破産手続廃止

平成２２年（フ）第１２８４３号
東京都八王子市打越町1091―Ⅲ―103、開始決定時の住所東京都八王子市狭間町1451―７―107
破産者　板垣　泰仁
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２４２号
神奈川県横浜市港北区新横浜１丁目14番地20
破産者　株式会社アライヴ
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２９５号
東京都青梅市和田町１丁目819番地の３
破産者　有限会社大幸機型工業
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２９６号
東京都青梅市和田町１丁目819―３
破産者　大内　　功
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６７１号
愛媛県松山市和気町２丁目902―10、開始決定時の住所東京都品川区大崎５丁目８―10―207
破産者　藤田　裕輝
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８２８号
千葉県松戸市岩瀬613番地の２
破産者　シック通商株式会社
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７４１号
埼玉県川口市金山町９―10
破産者　吉田　敏一
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２１８号
東京都北区王子２丁目28―６―408
破産者　米澤　隆志
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９７５号
東京都墨田区八広２丁目52番16号、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区駒場４丁目５番18号
破産者　高田精機株式会社
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９７６号
東京都葛飾区青戸４丁目６―16―205
破産者　鴻池　光隆
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００１３号
東京都新宿区下宮比町２番28号
破産者　株式会社フィニッシュコーボ
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４８２号
東京都足立区栗原４丁目８―19―203
破産者　栗城　邦夫
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１１８号
東京都足立区新田１丁目14―６―202
破産者　佐藤　フサ
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２号
東京都豊島区駒込１丁目12―９―2105
破産者　小島　芳夫
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３８号
東京都杉並区高円寺南１丁目27―12―505、住民票上の住所埼玉県草加市柳島町21　コーエープラザＢ―304
破産者　蓮見　貴輝
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４８号
東京都世田谷区桜上水２丁目26―13―101
破産者　椎名　聖彦
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０８号
埼玉県新座市片山２丁目12―13―302
破産者　陰山妃呂美
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５４号
東京都江東区森下１丁目14番４号
破産者　有限会社村治ニット
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５５号
東京都江東区森下１丁目14―４―３Ｆ
破産者　村治あい子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７９号
埼玉県坂戸市薬師町17―13
破産者　前野　　聡
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６９号
東京都荒川区南千住３丁目12―６　三和交通株式会社
破産者　藤澤　幸浩
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部